

相模湖公園及び相模湖漕艇場の募集要項（共通編）の質問と回答（第1回）

質問番号1について、次のとおり回答します。

質問番号	質問	回答	該当箇所
1	<p>申請資格に「神奈川県に事務所を有すること」あるが、グループで申請する場合の構成団体も、神奈川県に事務所を有する必要があるのか。 また、グループ申請において定める代表団体についても、神奈川県に事務所を有する必要があるのか。</p>	<p>グループで申請する場合には、すべての構成団体が神奈川県内に事務所を有していなくても申請することができますが、構成員のいずれかが申請の時点で県内に事務所を設置していることが必要となります。</p> <p>申請資格については、納税証明書等をもって必要な確認をさせていただきます。</p>	2ページ2(1)(2)